

令和7年度 学習支援員 募集要項

所沢市教育委員会

所沢市教育委員会では、少人数指導など個に応じた指導の充実を図り、児童生徒の「確かな学力」をはぐくむとともに、豊かな心やたくましく生きるための健康や体力を育成するために、教員免許を有する人材を各小・中学校に「学習支援員」として配置しています。教員をサポートしながら子どもとの関わりに意欲のある方を以下のとおり募集します。

1 任用期間

令和 7 年 4 月 1 日以降の任用開始日から令和 8 年 3 月 31 日

採用後 1 箇月間は条件付き採用です。1 月の勤務日数が 15 日に満たない場合は、15 日を経過するまで延長されます。

2 勤務の場所

所沢市立富岡小学校

3 勤務内容

- ・ 各教科の指導補助並びに各教科、領域、総合的な学習の時間の授業における補助等
- ・ 教材の作成補助、その他、学校の求めに応じた軽微な仕事等

4 勤務条件

勤務日

- ・ 原則月曜～金曜の週 5 日勤務(行事等により土日勤務がある場合があります)
- ・ 任用年度中189日を上限として勤務(年度内に前任者がいる場合は189日に前任者勤務分を含みます)
- ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは休み

勤務時間

- ・ 1日4時間(8:00～17:00 のうち校長が指定する時間帯。配置される学校により異なります)
- ・ 時間外勤務及び休日勤務は無し

報酬等

・時間額 1,460 円以上(令和 7 年 9 月時点)

地域手当を含んだ額で、本市における経験年数に応じて報酬額が決定します。

・諸手当等

給与に係る条例、規則等の定めるところにより、通勤手当相当分が報酬として支給されます。
また、一定の要件を満たす場合は期末手当・勤勉手当が支給されます。

・休暇、休業

年次有給休暇(任用期間や勤務日数、経験年数に応じて付与されます(年間最大 20 日)).
その他に特別休暇、育児休業、介護休暇等、労働基準法及び市規則に基づき付与されます。

服務規律

会計年度任用職員は、以下の義務を負います。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止

秘密を守る義務は、任期中だけでなく退職後もその義務を負います。

兼業は一定の基準の範囲で可能ですが、あらかじめ届出が必要となります。

社会保険等

・社会保険

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法に定めるところにより加入となります。

※本職種は健康保険・厚生年金・雇用保険へ加入します。

・災害補償

公務上の傷病については、労働者災害補償保険法又は所沢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

応募資格

- ・ 学校教育に理解があり、子どもとの関わりに意欲があり、原則として、小学校または中学校の教員の免許を有している方(見込み含む／免許更新は不要)

- ・ 「3 勤務内容」の業務が可能な方

※年齢制限はありません。

なお、地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 所沢市において懲戒免職の処分を受け、当該処分から 2 年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 募集人員

若干名(追加募集のため定員に達し次第終了します)

6 応募方法

随時(受付時間:午前8時30分～午後5時／土・日曜、祝日を除く)

「7 応募書類」一式を、所沢市教育委員会学校教育課(所沢市役所6階)まで本人が直接持参。

面接日程の調整を行うため、事前に電話連絡をお願いいたします。

なお、応募書類は返却しませんので御了承ください。

7 応募書類

- ① 履歴書兼エントリーシート(市ホームページに様式掲載。記入例を参照して作成ください)
- ② 教員免許状の写し
- ③ 結果通知用封筒 1 枚(180 円切手を貼った角2サイズ／自分の住所・氏名を記入)

※①②は、A4 片面印刷で御提出ください。③は A4が折れずに入るサイズです。

8 選考

個人面接に寄る選考(20分程度)

9 結果通知

郵送によりお知らせします。(面接後おおむね 2 週間以内)

10 その他

- ・ 任用の開始にあたっては、予算の可決・成立が条件となります。
- ・ 採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
- ・ 採用内定後、健康診断を受診していただきます(自費)。なお、過去 1 年以内に胸部X線撮影を含む検査を行っている場合は、その結果の写しでも可とします。
- ・ 兼業は本市の業務に支障をきたさない範囲、かつ、1日8時間・週40時間を超えない範囲で可能ですが、原則平日週5日勤務に入れる方を募集します。

担当:学校教育課 指導担当
(04-2998-9238)